

## 岡山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成16年11月11日（木）午後3時から午後5時16分

### 第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

13人（男性9人，女性4人）中10人（男性6人，女性4人）の委員が出席

### 第4 議事

#### 1 岡山家庭裁判所長あいさつ

#### 2 委員会の運営等について

##### ▪ 委員長の選任

委員長に委員である岡山家庭裁判所長が選任された。

なお、次のような意見が述べられた。

- 所長が委員長をすることに反対だが、現在の所長が委員長をすることに反対はない。ただし、現在の所長が異動したときには、議論はしたい。
- 諮問する側が委員長をするのはおかしいので、どこかで替えることを前提として、今は現在の所長でよい。現在の所長が転勤等で交替したときには改めて考えるということを経済委員会の一応の合意としていただければよいと思う。
- 基本的には諮問する側と諮問される側が同じというのは、筋が通らない話だが、家裁委員会の性格もよく分からないので、今後この問題はもう一度討議すべき課題だと思う。
- 先の委員会では、家裁委員会は諮問的部分もあるが、まず裁判所というものを理解していただき、その上で意見をいただくということもあるので、当面は所長と言うか、現在の所長である委員に決まったと理解している。
- 現在の所長個人にというのはどうかと思う。やはり職務上の立場での指名がよいのではないか。

##### ▪ 自己紹介

委員長を除く9人の出席委員が自己紹介を行った。

##### ▪ 委員名簿の公開

結論留保とされた。

なお、次のような意見が述べられた。

- 名簿の公開については、裁判所の姿勢をどうするかが、まず一番だと思う。最高裁判所の規則で定められた委員会の委員というのは、県民代表だと思われ、若干の報酬的なものもいただいているので、名前が出るのはやむを得ないと思う。
- 公の委員会に出席して名前を公開されたくないのなら、委員を受けるべきではない。
- 「名前を公開されたくないのなら、委員を受けるべきではない。」というのは話の順序が違うと思う。名前を公開するが、それでも委員になってくれるのかというならよいが、また、重大な答申をするなら当然それなりの覚悟は要するが、意見を言うのがすべて答申だと言われるのも若干分かり難い。ことさら公開する必要もないと感じる。

##### ▪ 委員会規則等

次回以降に検討とされた。

##### ▪ 家裁利用者に対するアンケート結果の説明

家裁利用者からの職員に対する指摘については、こういう意見が出ているということ

周知し、改善に向けて意識付けをしている。

物理的な面に関しての意見等も出ているが、直ぐに解決できないものもあり、色々と協議などもしている。ただ、少年事件の待合室にテレビを設置した方がよいという意見が15歳の方からあったが、少年の待合室は、ただそこで待っていただければよいというのではなく、審判の対象になっている事件について少年に考えてもらいたいということでテレビを設置するのは相当ではないというような実質的な検討も行っている。また、受付が煩雑になったときには番号札などを出してほしいとの意見があったが、これについては現在番号札を準備していて近いうちに番号札による整理も行うように考えている。それから2階の簡易裁判所と3階の家庭裁判所の調停の待合室を間違えて待ったということもあり、階が違うとはいえそれぞれの待合室に家庭裁判所、簡易裁判所ということをはっきり表示した方がよいということで地方裁判所とも協議して近いうちに表示をする方向で準備をしている旨が説明された。

▪ 新庁舎基本プラン説明等

広島高裁岡山支部、岡山地裁、岡山家裁、岡山簡裁及び岡山検審合同庁舎の新庁舎の基本プラン（配置プラン、平面プラン）に関する説明がされた。

3 裁判所の窓口と手続案内及び広報についての説明

岡山家裁の窓口び広報活動の実情等について、訟廷事務室受付担当書記官及び総務課庶務係広報事務担当者から説明がされた。

4 意見交換

「国民（市民）に身近な裁判所にするために－裁判所の窓口と手続案内及び広報の在り方について－」というテーマで意見交換がされた。

なお、意見交換では、次のような意見が述べられた。

- 家裁のテレホンサービスを知らなかったが、実際にやってみたらとても便利が良く是非利用したいと思う。
- 家事相談の受付時間の表示について、昼休みの1時間を省いているのは、少しサービスが悪いと思う。
- 誰が職員か分からないので、職員は名札を付けてはどうか。部外者なのか内部の人なのか分かれば市民は安心できると思う。
- いくら役所であっても個人のやっている仕事に責任を持つという自覚も必要で、公務として行うわけであるから、職員は名前を当然明らかにすべきだと思う。
- 調停の場合も、調停委員が名乗るか名乗らないか議論になったことがあるが、調停を受ける側からすると名前も分からない方に調停をしてもらうのは抵抗があると思う。
- 特に離婚調停の場合には子供の福祉が大切であるので、市が作成している福祉制度について分かりやすい冊子を窓口で備え付けてはどうか。福祉事務所へ相談に行ってくださいと言うよりもその程度の冊子は置いた方が親切だと思う。
- 家裁へ来る前はみんな緊張していると思うので、例えば、観葉植物とか季節の彩りのある花とかを受付付近や玄関の辺りに置いて、いらっしやいませという雰囲気があったら良いのではないか。
- 待合室にかなり古くなった週刊誌等が置かれていたが、そういうものはむしろ置かない方がよいと思う。

5 次回期日等

次回2月3日のテーマについては、後日、事務局案を示して意見を聞くこととされた。